養子縁組情報保護法声明書

カリフォルニア州社会福祉局 (CDSS) 養子縁組事務所またはカリフォルニア州認定の公立・民間の養子縁組機関書類。本書式に署名する実親に写本を提供しなければなりません。

セクションA: CDSS養子縁組事務所やカリフォルニア州認定の公立・民間の養子縁組機関の認可された代表者、または養子縁組サービスプロバイダー (ASP) が記入。

実親の姓名

子どもの姓名	子どもの生年月日

養子縁組の種別

☐ インディペンデント　あるいは　☐ 機関：　☐ 親権の破棄　あるいは　☐ 譲渡

原本は以下の者によって保管される：

☐ CDSS, 744 P Street, M.S. 8-12-31, Sacramento, California 95814 （インディペンデント・アドプションまたは養子縁組機関経由ケースのすべてはこの欄をチェック）

-あるいは-

☐ _____

カリフォルニア州認定養子縁組機関の名称および住所

セクションB：実親が記入および署名し、それをCDSS養子縁組事務所やカリフォルニア州認定の公立・民間の養子縁組機関の認可された代表者、またはASPが証明。

家族法第8702節および第8818節は、あなたに以下の情報を要求します：

1. 実親のあなたが、子どもに影響を及ぼす可能性のあるあなたの何らかの健康上の問題について、CDSSや上記にその名称と住所が記載されたカリフォルニア州認定の養子縁組機関に報告し続けることは、子どもの最善の利益であります。
2. CDSSや上記にその名称と住所が記載されたカリフォルニア州認定の養子縁組機関に、実親のあなたの最新の現在住所を報告し続けることは非常に重要です。これは、CDSSや上記にその名称と住所が記載されたカリフォルニア州認定の養子縁組機関が、あなたの医療または社会履歴に関して質問がある場合、回答を得ることを可能にするためです。
3. 譲渡または同意書の原本は、養子縁組が行われる郡書記事務所に保管されます。上級裁判所の裁判官の命令がない限り、養子縁組手続の当時者、その弁護士、CDSS以外の者には、その閲覧を提供しません。
4. 家族法第9203節によると、21歳となった養子は、CDSSや上記にその名称と住所が記載されたカリフォルニア州認定の養子縁組機関に申し立て、彼/彼女の実親の姓名および住所を得ることを認可されます。あなたは、下記6つの欄から適切な欄にチェックすることにより、あなたの姓名および住所を開示することの希望可否を示すことができます。
5. 実親のあなたは、姓名と住所の開示の希望可否に関する決定を変更したい場合、CDSSや上記にその名称と住所が記載されたカリフォルニア州認定の養子縁組機関宛に、その旨の公証手紙を送るかまたは配達証明書付きの書留より、いつでも変更できます。
6. 上記4番に説明されているように、以下の欄の1つにチェックし、あなたの姓名および住所をあなたの子どもに開示することを希望するか否やを示してください。

   ☐ はい、私の姓名および住所の開示を希望します。

   ☐ いいえ、私の姓名および住所の開示を希望しません。

   ☐ この時点では不明です。後日、機関にお知らせします。

実親の署名	日付
CDSS養子縁組事務所/カリフォルニア州認定養子縁組機関の代表者、またはASPの署名	日付

セクションC：セクションBがCDSS養子縁組事務所やカリフォルニア州認定の公立・民間の養子縁組機関の認可された代表者、またはASPによって署名されていない場合のみ、公証人が記入。カリフォルニア州から出る時、公証人の面前で記入および署名すること。

****COMPLETED BY NOTARY PUBLIC****

The Notary Public must staple the Acknowledgement document to this form and sign and date below:

SIGNATURE OF NOTARY	DATE